

愛媛県立中央病院整備運営事業

落札者決定基準

平成19年9月

愛媛県

目次

第1 落札者決定基準の位置付けについて	1
第2 落札者の決定方法	1
1 落札者の決定	1
2 審査の方法	1
3 審査委員会	1
4 落札者の決定	1
5 審査等の流れ	2
第3 参加要件確認	3
第4 入札提出書類の審査	6
1 入札金額の確認	6
2 提案内容に対する基礎審査	6
(1) 基礎審査の考え方	6
(2) 基礎審査の実施方法	6
3 提案内容に対する加点審査	7
(1) 提案内容評価の点数化方法	7
(2) 提案内容の加点審査	7
(3) 入札金額の点数化方法	9
(4) プレゼンテーション・ヒアリングの実施	9
第5 落札候補者の選定	9
第6 落札者の決定	9

第1 落札者決定基準の位置付けについて

この落札者決定基準は、愛媛県（以下「県」という。）が、愛媛県立中央病院整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するにあたり、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定するための方法及び評価基準等を示すものであり、応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「入札説明書等」と一体のものである。

第2 落札者の決定方法

1 落札者の決定

本事業を実施する事業者には、病院施設等の解体、設計、改修及び新設のほか、事業全体のマネジメント及び調達・運営等に関する専門的な知識やノウハウが求められる。

このため、落札者の決定方法は、価格のほか、本事業の業務範囲に関する提案内容、資金計画及びリスク管理を含む事業計画の妥当性・確実性等、多面的な判断が必要であることから、金額、提案内容を総合的に評価する方式（総合評価方式）を採用する。

2 審査の方法

審査は、参加要件確認及び提案内容等の審査（入札金額の確認、基礎審査、加点審査）により実施する。

3 審査委員会

県は、事業者の選定に関し、適切かつ客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員と県職員とにより構成される「愛媛県立中央病院整備検討委員会」と同委員会に「PFI事業者選定部会」（以下これらを総称して「審査委員会」という。）を設置している。

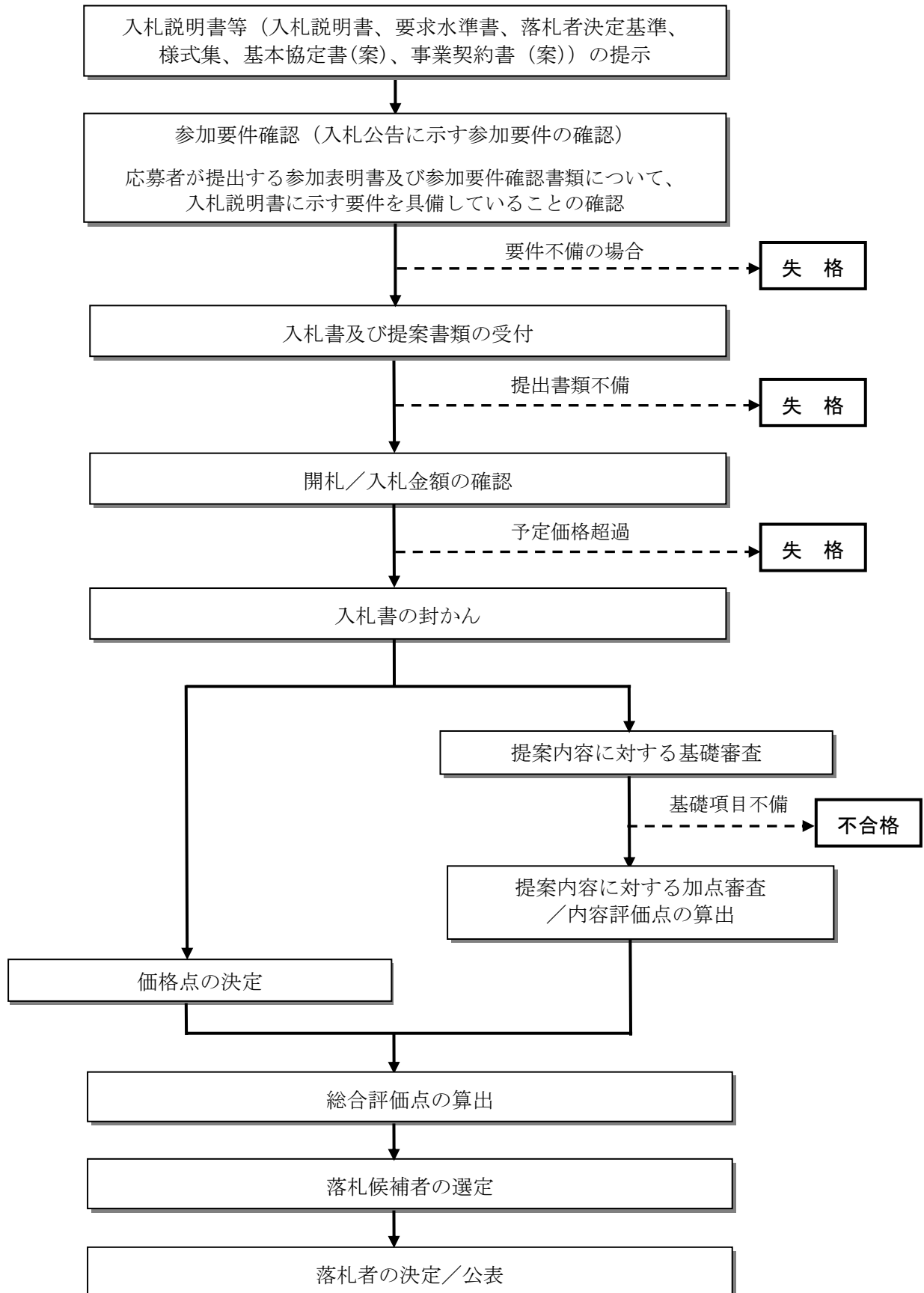
審査委員会は、応募者からの提案内容を総合的に評価した上で落札候補者を選定し、県に報告する。

4 落札者の決定

県は、審査委員会からの報告を踏まえ、落札者を決定する。

5 審査等の流れ

本事業における審査等の流れは以下のとおりである。



第3 参加要件確認

応募者から提出された参加表明書及び参加要件確認書類により、入札公告に示す応募者等の備えるべき参加要件を満たしていることを確認し、要件不備の場合は失格とする。

なお、参加要件の確認結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

<参加要件>

共通事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 ○ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て及び同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条第1項又は第133条の規定による破産申立てがなされていない者であること。 ○ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て及び同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。 ○ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て及び平成12年3月31日以前に同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。 ○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理の開始を命ぜられていない者であること。 ○ 製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約(建設工事及びこれに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。)を行おうとする者にあつては、入札説明書で規定する一般競争入札参加要件確認申請書の提出期間の最終日(以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。)において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)第2条に規定する平成18年度及び平成19年度における競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。 	
個別事項	
代表企業	○ 統括マネジメント業務を主導的に行うために必要な能力を有していること。
マネジメント・サポート企業	○ マネジメント・サポート業務以外の業務を行うことは、原則としてできないものとする。

個別事項（つづき）	
設計業務を実施する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 ○ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 19 年度及び平成 20 年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。 ○ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 4 年 4 月 1 日以降に設計が完了した次に掲げる建物の設計業務をいずれも主契約者（共同企業体案件の場合には当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するもの。以下同じ。）として受注した実績を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般病床 500 床以上の病院建物 ・免震構造の建物（病院建物に限らない。）
工事業務を実施する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。 ○ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が次の点以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築一式工事 1,200 点 ・電気工事 1,000 点 ・管工事 1,000 点 ○ 一般競争入札参加要件確認基準日において、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示第 607 号）第 2 条に規定する平成 19 年度及び平成 20 年度における等級別格付けを受けていること。 ○ 工事業務のうち、建築一式工事を実施する者にあつては、一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 4 年 4 月 1 日以降に完成した次に掲げる建物に係る建築一式工事の施工をいずれも主契約者として受注した実績を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般病床 500 床以上の病院建物 ・免震構造の建物（病院建物に限らない。） ○ 工事業務のうち、電気工事及び管工事を実施する者にあつては、それぞれ、一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 4 年 4 月 1 日以降に完成した一般病床 500 床以上の病院建物に係る電気工事又は管工事の施工を主契約者又は一次下請負人として受注した実績を有していること。 ○ 本事業における工事監理業務を実施する者でないこと。

個別事項（つづき）	
工事監理業務を実施する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 ○ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 19 年度及び平成 20 年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。 ○ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成 4 年 4 月 1 日以降に完成した次に掲げる建物の工事監理業務をいずれも主契約者として受注した実績を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般病床 500 床以上の病院建物 ・ 免震構造の建物（病院建物に限らない。） ○ 本事業における工事業務を実施する者でないこと。

応募者等の構成に関する規定
<ul style="list-style-type: none"> ○ 応募者等を構成する法人は、他の応募者等を構成することはできない。 ○ 応募者等を構成する法人と、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社若しくは子会社又は同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）の関係にある法人は、それぞれ他の応募者等を構成することはできない。 ○ 本事業に係る県のアドバイザーである法人若しくはその関係会社又は第 2. 3 に規定する審査委員会委員が属する法人若しくはその関係会社は、それぞれ応募者等を構成することはできない。

第4 入札提出書類の審査

1 入札金額の確認

県は、応募者から提出された入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札金額が予定価格を超えている場合は、失格とし、基礎審査及び加算審査の対象としない。失格とした場合、応募者の代表企業に対して通知する。

予定価格については、入札公告を参照のこと。

なお、入札関連の様式集については、後日速やかに公表する。

2 提案内容に対する基礎審査

(1) 基礎審査の考え方

応募者には、提案書類の一部として、要求水準を満たすサービスを提供する旨の誓約書の提出を求めるが、県は、当該誓約書を受領した上でも、提案内容から当該応募者が要求水準を満たすための基本的能力を有することを確認できない場合、実際に必要なサービスの提供を受けることは困難と考えている。

以上を踏まえ、以下のとおり基礎審査を行うものとする。

(2) 基礎審査の実施方法

県は、応募者の提案内容を鑑み、応募者が、本事業における要求水準を満たすための基本的能力を有するものか否かの審査を行う。

当該審査の方法としては、以下の4つの視点に基づき提案内容を審査し、審査の結果、「要求水準を満足するための基本的能力を有していない」と判断される者は、不合格とする。なお、基礎審査結果に対する点数の配点を行わないものとする。

合否の結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

審査の視点		対象業務
①本事業及び当病院の特性・留意点等の理解度	本事業及び当病院の特性を踏まえた上で、業務の特性・留意点（業務が果たすべき役割と位置づけを含む）の理解に問題がなく、それに基づいた一貫性のある具体的な提案がなされていることを審査する。	すべての業務
②業務遂行に係る技術的能力	有資格者の配置や十分な人員体制・教育訓練等の実施のほか、要求水準を満たすサービスを提供する業務に関する技術的能力に問題がないか審査する。	すべての業務
③事業環境の変化等に対する柔軟性	長期にわたる病院事業であることに鑑み、事業期間中の医療を取巻く環境の変化やその他の問題等発生時に、各業務の特性を踏まえた上で、柔軟な対応（業務体制の再構築等を含む）が提案されていることを審査する。 また、業務間の連携・協力体制が具体的に提案されていることを審査する。	すべての業務
④提案内容の実行性	提案内容が、コストや時間等の制約条件の中で実行可能であるかを審査する。	すべての業務

3 提案内容に対する加点審査

各項目別の評価基準、提案内容と入札金額との配点については、県が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して、「内容評価点」は全体で700点満点、「価格点」については全体で300点満点の合計1,000点満点として設定する。

(1) 提案内容評価の点数化方法

審査委員会は、基礎審査において、すべての要件を満たした提案について加点審査を行う。各評価項目について、次に示す5段階評価による点数化方法により得点を付与する。

なお、得点は、小数点第二位まで算定する。

評価	評価の内容	得点化方法
S	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
A	当該評価項目において、他と比べ最も優れた具体的な提案がなされている	配点×0.75
B	当該評価項目において具体性のある優れた提案がなされている	配点×0.50
C	当該評価項目において優れた提案がなされているが、具体性や実効性に欠けている	配点×0.25
D	当該評価項目において評価に値する優れた提案がなされていない	配点×0

(2) 提案内容の加点審査

加点審査においては、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、次に示す項目及び視点で評価し、得点を付与してその合計を「内容評価点」として算出する。

なお、配点については、後日速やかに公表する。

加点審査の評価項目及び視点

評価項目	評価の視点
事業全体のマネジメント	① 全事業期間にわたり、確実かつ効率的なマネジメント体制が構築され、かつその効果の発揮・維持について実現性の高い具体的な提案がなされているか。
環境変化への対応	① 病院及び医療を取り巻く環境の変化に対する対応・支援策等について、事業全体を通じた具体的かつ有効な提案がなされているか。
県立中央病院としての機能・役割に対する支援	① 高度先進医療・特殊医療を提供する基幹病院として、その医療機能が最大限発揮できる施設計画のあり方について、専門的知見を生かした有効な提案がなされているか。
	② パートナーとして、県が行政として果たすべき社会的責任の遂行に寄与する提案がなされているか。
	③ 災害時に当院が果たすべき役割を踏まえた施設計画及び運営面の工夫等について有効な提案がなされているか。
健全経営への貢献	① 病院統治の強化、経営へのサポートにあたり、事業者として実現性のある効率的・効果的な提案がなされているか。
	② 調達関連業務を通じて、県の財政負担削減に資する有効かつ実現性の高い提案がなされているか。
業務プロセスの再編・構築	① 包括契約のメリットを活かした効率的な業務再編・構築かつ診療業務との一体的な運用設計・スキームについて、具体的かつ有効な提案がなされているか。
ライフサイクルコストの縮減	① 事業範囲・事業期間に関わらず、ライフサイクルコスト削減、地球環境への配慮に関する具体的かつ有効な提案がなされているか。
その他	① その他、本事業において自らが貢献できるような対応・支援策等について具体的かつ有効な提案がなされているか。

(3) 入札金額の点数化方法

入札金額を点数化し、価格点を算出する。なお、点数化方法の詳細については後日速やかに公表する。

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

審査委員会は、基礎審査を通過した応募者に対して、個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行うことを予定しているが、あくまで提案内容の詳細の確認等を目的とするものである。

ヒアリングの開催要領については、別途該当する応募者の代表企業に対して事前に通知する。

第5 落札候補者の選定

審査委員会は、提案書類の内容について各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で点数化を行い、内容評価点を算出する。それに、価格点を加えて総合評価点（＝内容評価点＋価格点）を算出し、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を落札候補者として選定する。さらに、次いで高い提案を行った応募者を次点者として決定する。

なお、総合評価点において、同点が2者以上あった場合は、提案書類の内容評価点が高い応募者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより決定する。

第6 落札者の決定

県は審査委員会の審議を踏まえ、落札者を決定する。